## 国立大学法人電気通信大学監事会要項

制定 平成20年11月6日要項第9号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「法人」という。) に監事会を置く。 (目的)

第2条 監事会は、法人において監事が実施する業務及び会計監査(以下「監事監査」という。)を適正かつ効率的に運営するため必要な事項を協議するとともに、監事相互の 連絡調整を行うことを目的とする。

(職務)

- 第3条 監事会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。
  - (1) 監事監査の基本方針及び監査計画の作成に関すること
  - (2) 監査結果報告書の作成に関すること
  - (3) 文部科学大臣への意見の提出に関すること
  - (4) 監事監査に係る諸規定の制定及び改廃に関すること
  - (5) 会計監査人及び内部監査室との連携に関すること
  - (6) その他監事監査に関し必要な事項
- 2 前項に定めるもののほか、監事会は、監事監査により得られた重要な情報について監 事相互で連絡調整し、及び共有するものとする。

(組織)

第4条 監事会は、監事をもって組織する。

(開催)

第5条 監事会は、定期的に開催する。ただし、監事が必要と認めた場合には、臨時に開催することがある。

(役員等からの報告等)

第6条 監事は、必要に応じ監事会において、監事以外の役員、職員、会計監査人その他 関係者から説明、報告又は資料の提供を求めることができる。

(記録)

第7条 監事会は、監事会における協議に係る記録を作成する。

(事務)

第8条 監事会に関する事務は、内部監査室において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、監事会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成20年11月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。